

亀山市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年亀山市規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第5号から様式第7号まで、様式第9号から様式第12号まで、様式第15号及び様式第17号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。